

税率一覧

■法人府民税（均等割）（平成13年4月1日以後に開始する事業年度）

法人等の区分	均等割額（年額）
資本金等の額が1千万円以下である法人など（注）	20,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円

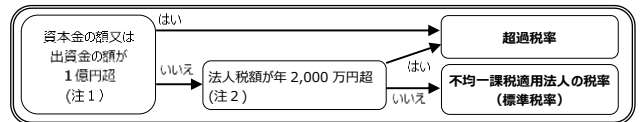
※1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
 なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。
 ※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

（注）公共法人・公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）、人格のない社団等（地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限ります。）、一般社団法人・一般財団法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

■法人府民税（法人税割）（令和元年10月1日以後に開始する事業年度）

税率区分	税率（％）
超過税率	2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定表



（注1）資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。
 （注2）法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第6号様式又は第6号様式（その2）の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式（2,000万円×事業年度の月数÷12月）により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■法人事業税、特別法人事業税（令和7年4月1日以後に開始する事業年度）

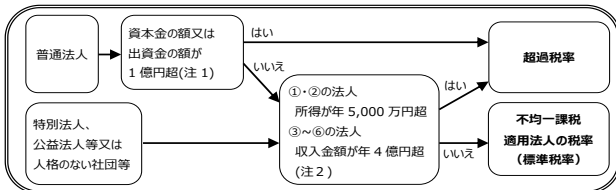
（％）

法人の種類 所得等の区分					①所得金額課税法人 (法第72条の2第1項第1号ロ)		②外形標準課税 適用法人 (同項第1号イ)	③電気供給業 (④及び⑤を除く)、 導管ガス供給業、 保険業又は貿易 保険業を行う法人 (同項第2号)	④小売電気事業等、発 電事業等及び特定卸供 給業を行う法人 (⑤以外の法人) (同項第3号ロ)	⑤小売電気事業等、 発電事業等及び 特定卸供給事業を 行う外形標準課税 適用法人 (同項第3号イ)	⑥特定ガス 供給業 を行う法人 (同項第4号)	
					①-1 普通法人(注1)、 公益法人等、 人格のない社団等	①-2 特別法人 (注1・2)						
法人事業税	所得割	適格減税率	年400万円以下の所得	超過	3.75	3.75						
				標準	3.5	3.5						
		年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	5.665	5.23(注3)							
			標準	5.3	4.9(注3)							
		年800万円を超える所得	超過	7.48								
			標準	7								
		軽減税率不適用法人	超過	7.48	5.23	1.18						
			標準	7	4.9	1						
		付加価値割	超過			1.26						
			標準			1.2						
	資本割	超過			0.525							
		標準			0.5							
	収入割	超過			1.065	0.8025		0.8025	0.519			
		標準			1	0.75		0.75	0.48(注4)			
特別法人事業税			基準法人所得割額(注5)		37	34.5	260					
			基準法人収入割額(注5)					30	40	40	62.5	

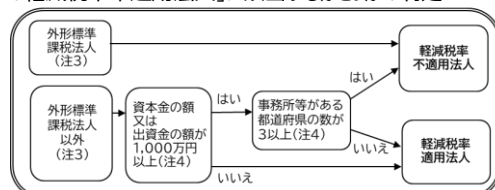
（注1）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
 （注2）特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率として6.095%（標準税率5.7%）が適用されます（令和元年10月1日以後に開始する事業年度分）。
 （注3）特別法人のうち軽減税率適用法人の区分中、「年400万円を超え年800万円以下の所得」は、「年400万円を超える所得」と読み替えます。
 （注4）大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。
 （注5）基準法人所得割額又は基準法人収入割額は、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

適用判定表

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



（注1）資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
 （注2）所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「②欄」に記載すべき額若しくは「③欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式（その2）の「②欄」に記載すべき額、「③欄」に記載すべき額若しくは「④欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式（5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月）により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
 （注3）令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人となります。
 （注4）軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■令和7年3月31日以前に開始する事業年度の税率については次のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/zeiritu.html>)

大阪府 税率一覧



財務部税務局徴税対策課 令和7年5月発行（府税のホームページ「府税あらかると」<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/index.html>）
 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号大阪府咲洲庁舎18階／TEL06-6210-9124／FAX06-6210-9933